

緊急事態宣言とは？

感染症等の全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす場合に、内閣総理大臣が、①期間、②区域、③事案を特定して宣言するものです。この宣言の後、都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請といった緊急事態措置ができるようになります。

◎緊急事態宣言が出されると外出できなくなりますか？

外出自粛要請がなされた場合であっても、医療機関への通院、生活必需品の買い物、必要不可欠な職場への出勤、健康維持のための散歩やジョギングなど、生活の維持に必要な場合には外出できます。

◎どのような施設の使用がどのように制限されるようになりますか？

都道府県知事は、施設について、一定規模以上の遊技場や遊興施設など多数の者が利用する施設に対して、使用制限や催物の開催の制限等を要請することができますようになります。

寄居町役場各課からのお知らせ

寄居町役場 TEL 048-581-2121 (代表)

| お知らせ | 担当課名・問い合わせ |
|--|--|
| 町税（国民健康保険税を含む）、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料等の納付者で、新型コロナウイルス感染症に関連し、収入が急減するなど影響を受けて納付が困難な方については、各担当課へご相談ください。 | 税務課 内線153・158 町民課 内線111・112 上下水道課 内線261・262 |
| ①男衾・用土連絡所は通常業務となります。 ②広報4月号でお知らせした人間ドック・脳ドックの助成につきましては、通常通り受け付けています。なお、検診機関によっては、ドックの中止をしている場合もありますので、ご利用予定の検診機関へ直接お問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。 | 町民課 内線113～115 |
| 寄居子育て支援センター業務および男衾子育て支援センター業務は、電話による育児相談を除き、5月末までのすべての事業を中止します。 | 子育て支援課 寄居子育て支援センター TEL 048-581-4165 男衾子育て支援センター TEL 048-579-5930 |
| デマンドタクシー（愛のりタクシー）は通常通り運行していますが、不要不急のご利用は控えていただくようお願いします。 | 都市計画課 内線243 |

寄居町内小・中学校の休業等について

小・中学校については、5月6日（水）まで休業とします。ただし、4月9日（木）と10日（金）は半日の登校としました。登校日については、年度当初であり、新入生の把握や心のケアを行ったり、家庭学習等の措置を行ったりすることが必要であることから、4月13日（月）以降、中学校が週2回、小学校が週1回の登校日を学校ごとに設けます。必要最小限の規模、かつ万全の感染予防対策を講じて対応します。

問い合わせ 寄居町教育委員会 教育指導課 内線521・522

※誌面に掲載した内容は変更になる場合があります。詳しくは各担当課までお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。
なお、町公式ホームページは、随時内容を更新し、情報を発信しています。

寄居町内施設の休館等について

寄居町役場 TEL 048-581-2121 (代表)

○4月11日（土）～5月6日（水）の間、休館・休業

| 施設名 | 担当課名・問い合わせ |
|--|---|
| 鉢形財産区会館、用土グラウンド | 財務課 内線322・324 |
| 障害者交流センター ※週2回（火・木曜日の午前中）の相談業務は継続 | 健康福祉課 内線121・122 |
| 立ヶ瀬集会所 用土集会所・用土第2集会所※用土7区の使用は除く | 人権推進課 内線411・412 |
| 男衾クリーン広場 | 生活環境エコタウン課 汚泥再生処理センター TEL 048-582-0715 |
| 農業ふれあいセンター※用土2区の使用は除く | 農林課 内線401・402 |
| 勤労福祉センター（よりい会館）、三ヶ山体育館 | 商工観光課 内線451・452 |
| 各コミュニティセンター（西部・桜沢・折原・鉢形・男衾・用土） ※男衾連絡所および用土学童げんきっ子クラブの使用は除く 生涯学舎（やまとびあ風布）※風布区の使用は除く 中央公民館、無腸庵（むちょうあん）、総合体育館・アタゴ記念館、弓道場、寄居運動公園、カタクリ体育センター | 生涯学習課 内線532・533 |

○当面の間、休館

| 施設名 | 問い合わせ |
|---------------------|------------------|
| 町立図書館 | TEL 048-580-1888 |
| 鉢形城歴史館・寄居町埋蔵文化財センター | TEL 048-586-0315 |
| かわせみ荘 | TEL 048-581-3861 |

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターについて

埼玉県では、「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」を開設しています。曜日や時間帯によって異なる相談先を一本化し、一般的な相談のほか、感染が疑われる場合には、帰国者・接触者相談センターをご紹介します。

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター
TEL 0570-783-770 (24時間受付)
FAX 048-523-4486 (熊谷保健所)

新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談窓口について

埼玉県では、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センターを設置しています。下記の(1)、(2)の症状がある方は、医療機関を受診すべきかどうかなどの対応を相談できます。

帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

下記の(1)、(2)いずれかの要件を満たす方

(1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方

（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です）

(2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

※妊婦や高齢者、基礎疾患のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

問い合わせ 帰国者・接触者相談センター 熊谷保健所 TEL 048-523-2811 FAX 048-523-4486